

# 事件検討会資料

－主な知財制度概観－

平成30年1月29日  
片山

## 第1 相談内容



## 第2 知的財産制度の概要

本件は、実用新案に関する相談であるが、最近、特許、著作権、商標に関する相談が多いため、主な知的財産制度を概観。

	特許	実用新案	意匠	商標	著作権
対象	発明 自然法則を利用した技術的 <u>思想</u> の創作のうち高度のもの(2I)	考案 自然法則を利用した技術的 <u>思想</u> の創作(2I)	意匠 <u>物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合</u> であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの(2I) ・ <u>工業上利用できる</u> (3I柱)	商標 人の知覚によつて <u>認識することができるもの</u> のうち、文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、 <u>音その他政令で定めるもの</u> ・ <u>商品、役務について使用するもの</u> (2)	著作物 思想又は感情を創作的に <u>表現</u> したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの(2I①)
					著作者人格権(18~20)(以下省略)
目的	・産業の発達(1)	・産業の発達(1)	・産業の発達(1)	・産業の発達 ・需要者の利益(1)	・文化の発展(1)
権利発生	発明 ↓ <u>特許を受ける権利(29I柱)</u> ↓ 出願 ↓ 審査請求 ↓ 審査(47I) ↓ 登録 ↓ <u>特許権(66I)</u>	考案 ↓ <u>実用新案登録を受ける権利(3I柱)</u> ↓ 出願 ↓ ↓ ↓ ↓ 登録 ↓ <u>実用新案権(14I)</u>	創作 ↓ <u>意匠登録を受ける権利(3I柱)</u> ↓ 出願 ↓ ↓ ↓ 審査(16I) ↓ 登録 ↓ <u>意匠権</u>	作成→使用 ↓ <u>商標登録を受ける権利(3I柱)</u> ↓ 出願 ↓ ↓ ↓ 審査 ↓ 登録 ↓ <u>商標権</u>	創作 ↓ ・ <u>著作権(17I)</u>
権利内容	業として実施(2III)を専有(68I本)	業として実施(2III)を専有(16本)	業として実施(2III)を専有(23本)	商品・役務につき使用(2III)を専有(25本) ・商品に付す(①) ・付したものの譲渡等(②) ・役務提供に付す(③)	支分権(21~)を専有
共有の場合	・共同出願(38) ・自己実施可(73I I) ・譲渡等には他の共有者の同意(73I I) ・実施権の設定には他の共有者の同意(73III)	・共同出願(38) ・自己実施可(26) ・譲渡等には他の共有者の同意(26) ・実施権の設定には他の共有者の同意(26)	・共同出願(38) ・自己実施可(36) ・譲渡等には他の共有者の同意(36) ・実施権の設定には他の共有者の同意(36)	・自己使用可(35) ・譲渡等には他の共有者の同意(35) ・使用権の設定には他の共有者の同意(35)	・自己使用可(65 I) ・譲渡等には他の共有者の同意(35 I) ・使用の許諾には他の共有者の同意(II)
期間	出願後 20年・延長の余地(67I, II)	出願後 10年(15)	登録後 20年(21I)	登録後 10年・更新可(19)	著作者の死後 50年(51)
		権利行使には技術評価書が必要(29の2)			